

# 水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関する法律案の概要

## 法律案提出の背景

現行の予算措置による水田活用の直接支払交付金に係る制度は、主食用米からの転作を行った農家の所得を補償するものであり、当該農家の経営安定にとって極めて重要なものとなっている。

今般、政府から交付対象水田の範囲の見直し等の方針が示されたことを受け、現場の農家からは、経営の見通しが立たなくなるなどの不安の声が多数上がっている。

## 水田活用作物に係る交付金制度等を法制化

## 法律案の概要

### 目的

水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関し必要な事項を定めることにより、水田の有効活用等を図りつつ、水田に係る農業経営の安定を図る。

〈水田活用作物〉

水田で生産される麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用米 等

### 交付対象者

水田活用作物・地域作物の生産を行う農業者（農産物の販売を目的として農業を営む者・委託を受けて農作業を行う組織）

※定期的に水張りを行っていること等の要件は定めていない。

### 交付金の交付

#### ① 水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金

主食用米に係る所得との差額を補填（面積払）

主食用米  
に係る標準所得

水田活用作物  
に係る標準所得

交付金

#### ② ①のほか、水田の有効活用及び地域の農業の振興を図るため、地域作物の生産を行う農業者に対する交付金の交付が可能（面積払）

### その他所要の規定

※ 令和5年4月1日施行

※ 必要経費は、平年度約 3,050 億円